

親権停止の事例の分析と 今後の問題

弁護士 北村 幸裕

1 はじめに

親権停止制度は、平成23年の民法改正によって、新たに設けられた制度である。

親権停止制度が出来るまで、民法上、親権者の親権を制限する方法としては、管理権の喪失は別とすると、親権喪失しか規定がなかった(民法834条)。親権喪失は、読んで字のとおり、親権者の親権を喪失させることから、親権者や未成年者に対する影響も大きいため、その要件も厳しく、また、慎重な審理が必要とされている。

その結果、一時的な親権の制限が必要となる場合、例えば、緊急の手術に親権者が同意しないような「医療ネグレクト」事例等では、当該制度での対応が出来ず、やむを得ず、親権喪失を本案とした親権者の職務執行停止及び職務代行者選任の保全処分が利用されていた。しかし、これに対しては、本来の制度の趣旨や目的に合わない利用であるとの批判もなされていた。

このような状況下において、平成23年の民法改正によって、親権喪失よりもより軽微な要件で、親権を一時的に制限する制度として、親権停止制度が定められたのである。その停止期間は最長で2年間とされた。

2 親権停止の要件

親権停止の要件は、条文上、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」とされている(民法834条の2)。親権喪失の要件が、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」とされていることと比較すると(民法834条)、親権の行使及び子の利益を害する程度がいずれも「著しい」ことまでは要求されておらず、その要件は軽減されていることがわかる。

ただし、条文上の上記要件は抽象的であり、要件該当性は、事例ごとに判断せざるを得ない。

3 親権停止が認められた事例

(1) 審判内容が公開されている事例

審判内容が公刊物上公開されている親権停止関連事例は、審判前の保全処分の事例を含めても僅か5例に過ぎない。しかも、うち2例は、本案と保全処分の関係にあるため、実質的には4例しか公表されていなかった(平成29年2月15日時点)。いずれも親権停止が認められた事例である(ただし、厳密には事例3は別)。

[事例1](宮崎家裁平成25年3月29日家庭裁判月報65-6-115)

親権者による未成年に対する関わりが不十分、同居の期間も短い、未成年者の意向を無視して高校を退学させる、医療行為に同意しない、という事情が認められた事例。

[事例2](東京家裁平成27年4月14日判例タイムズ1423-379)

緊急手術が必要でありながら、親権者が輸血に同意しなかった事例。無輸血の手術を行う予定ではあったが、輸血が必要になった場合に備えて、親権代行者を選任した審判前の保全処分の事例。手術後、親権停止の本案は取り下げられた。

[事例3](和歌山家裁平成27年9月30日判例タイムズ1427-248)

親権停止の審判の取消しが認められた事例の中で、停止にかかる事情が記載されていた。

これによると、もともと、親権者が、同居する男性による未成年者らに対する性的虐待を止めるところか、招致していた等の事情から親権の停止がなされた。

なお、その後、親権者は、当該男性と関わりを絶ち、新たに再婚した男性と平穏な家庭を築き、未成年者らもその元で生活している事情を考慮して、親権停止の取消しが認められた。

[事例4](千葉家裁平成28年3月17日、平成28年3月31日HLLI/DB判例秘書登載)

前者が親権者の職務執行の停止及び職務代行者の選任の保全処分、後者が本案事件であった。

未成年者は軽度精神発達遅滞等の障害を有しているため、特別支援学校に進学することが適切であったが、親権者が療育手帳の取得等の諸手続に応じなかったという事例。

(2) 厚生労働省が発表している事例

また、厚生労働省が発表している事例では、以下のようなものが挙げられている。

[平成24年度]

① 未成年者の意向や児童相談所の方針に反対して

適切な関わりをしない事例

- ② 親権者が外科的治療に同意しない事例
 - ③ 未成年後見人による援助が必要であったが、親権者の所在は明らかであるものの連絡が取れないため、未成年後見人の選任を目的として申し立てた事例
 - ④ 親権者の状態が悪く、適切な養育が困難な事例
- [平成25年度]
- ① 宗教的な理由により輸血の同意がとれなかった事例
 - ② 腎機能の悪化による透析が必要な未成年者が登録していた臓器移植ネットワークへ、親権者が登録抹消手続きを行った事例
 - ③ 性的虐待がなされていたため、親権者への引き取りを阻止した事例
 - ④ 親権者の同居男性による性的虐待があり、親権者が当該男性との同居を希望したため、親権者らによる引き取りを阻止した事例
 - ⑤ 親権者が、未成年者の高校卒業後の自立を妨げていた事例

[平成26年度]

- ① 親権者が養育を放棄し、児童相談所からの働きかけに一切応じなかった事例
- ② 障害のある未成年者に対し、登校させず、施設での訓練も拒否した事例
- ③ 輸血に同意しなかった事例(上記事例2と同じ事案と思われる。)
- ④ 親権者の身体的虐待があり、施設入所後も接近行為を繰り返した事例
- ⑤ 母に精神疾患があり、養育困難であった事例

[平成27年度]

- ① 精神症状の治療のための入院の同意が得られなかった事例
- ② 未成年者に手術の必要性があるが、親権者と連絡が取れず、同意が得られなかった事例
- ③ 親権者による手術拒否の事例
- ④ 児童福祉法28条審判後、親権者が未成年者との関わりを拒み、自立が困難な事例
- ⑤ 親権者が、未成年者の意向等に応じず、合理性なく、同人の18歳以降の進学と自立を妨げた事例

(3) 小括

以上の事例を分析すると、親権停止が認められた事例は、①医療ネグレクト等、医療行為が必要であるにもかかわらず親権者の同意が得られない場合(医療ネグレクト型)、②未成年者の能力に応じた進

学や自立等を親権者が妨げている場合(自立阻害型)、又は③虐待によって親権者と未成年者を引き離す必要がある場合(親子分離型)の概ね3パターンに分類できる。

①の医療ネグレクトについては、これまで親権喪失を本案とした保全処分でも対応できていたが、親権停止制度によって、制度の趣旨と目的に即した適切な対応が可能となった。

また、②の自立阻害型は、これまでの制度では適切な対応が困難であり、親権停止制度ができたことによって未成年者のより十分な保護が可能となったものと思われる。

なお、③の親子分離型は、児童福祉法28条の申立てによっても実現可能である。上記の事例では、いかなる理由で、あえて親権停止が申し立てられたのかは不明である。学説上は、親権停止と児童福祉法28条の申立ては、後者が前者に優先すべきであるという見解があるが、実務的には両者は申立人の選択に委ねられていて、優先関係がないまま運用されているといえそうである。

4 親権停止の今後の問題点

親権停止は最長で2年間であり、再度の親権停止の申立てがなされなければ、停止終了後には、改めて親権者による未成年者への関わりが必要になる。

ところが、特に上記の自立阻害型や親子分離型では、主に児童相談所が主導して親権を停止することになるが、親権を停止した児童相談所が、停止終了後の関わりに向けて親権者と未成年者間の調整を行わざるを得ないところに、極めて困難な問題が潜んでいる。

すなわち、親権停止によって、親権者は、児童相談所に対し不信感、不満感を有するようになるだけでなく、これまでの関わり方を否定されることから、未成年者との今後の関わりを拒否する意向を固める結果を招く場合は少なくない。そのため、一度親権停止を行ってしまうと、親権者による適切な親権行使がなくなってしまうと、親権者による適切な親権行使がなくなってしまうと、その後、停止し続けなければならなくなる事例が生じる可能性が否定できない。

そうすると、2年ごとの申立てを繰り返すことで、実質的には親権喪失と同様の効果を招きかねない。そのような法の趣旨の潜脱を回避するため、裁判所としては、申立てが重なる程に、その要件の判断を厳しくしていくことが当然に予想される。

再度の申立ての事例はまだ公表されておらず、当職の実経験に過ぎないが、再度の申立事例での要件該当

性の判断では、親権停止中の児童相談所と親権者との関わりを丁寧に調査しており、裁判所も再度の停止には極めて慎重であったとの印象を持った。

親権停止後の保護者と未成年者の関わり方は極めて難しい問題であり、再度の申立てにおける要件該当性の判断も、結局のところ事例ごとに判断していかざるを得ないため、事例の集約が待たれるところである。